

## 特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置に関する基準（案）

今回の動物愛護管理法改正を受けて、飼養が困難になった場合における措置に関する事項が許可時申請事項に加わり、第二十七条においてそれに係る許可基準を明確に定める必要がある。従前より、申請事項としては「様式上」これについても記載することになっていたが基準としては明確になっていない。

これまでの許可基準（施行規則第十七条）を踏まえると、「飼養又は保管が困難となった場合の措置が、当該特定動物が人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止する上で不相当と認められないこと」という規定を設ける事が考えられる。

なお、上記基準を受けた具体的な判断指針として、通知レベル（若しくは一部環境大臣が定める方法として告示）で何らかの規定を設けるについて検討する必要があるが、基本的には飼養又は保管が困難となった場合の措置としては、譲渡か殺処分しか想定されないのではないかと考えられる。その場合の具体的な内容としては以下が考えられる。

**【譲渡】**

新たに購入・譲渡等により入手した場合については、購入先等と、飼養又は保管が困難になった場合における返却契約を結ぶ等により、飼養又は保管が困難となった場合の譲渡先を確保しておくこと。

継続して飼養している場合については、できる限り、購入先・その他の同種の特定動物の飼養施設等の譲渡先を確保するよう努めること。

なお、継続して飼養している場合において、更新時に具体的な譲渡先が確保できていない場合において、雌雄を飼育しており繁殖による増加の可能性がある場合については、繁殖制限措置を行うこと。

**【殺処分】**

人の生命、身体等に対する侵害を防止する観点から、やむを得ないと判断される場合に限り、殺処分を行うこと。その場合であっても、法第40条に基づき、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によって殺処分すること。

殺処分実施者及び殺処分方法について具体的に定めてあること。